

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、上村委員から欠席する旨の届出が出ています。

それでは、会議を進めてまいります。

最初に、1、請願・陳情議案の説明機会の確保についてを議題といたします。本委員会に付託を受けております陳情第15号、生活保護世帯及び独居高齢者世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の維持を求めることについてにつきましては、陳情提出者から趣旨・補足説明の実施について希望があったところです。したがいまして、説明機会を設けることについて、各会派に賛否をお伺いしてまいります。反対の会派につきましては、その理由も含めて御発言いただきますようお願いいたします。

大会派順に伺っていきます。自民会議さん。

○福居委員 次回ではまずいですか。

○まじま委員長 次回でも構いません。

○福居委員 じゃあ、次回に回答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○まじま委員長 自民会議さんが次回ということなので、次回に各会派の皆さんから判断いただけるようにお願いしたいと思います。

それでは、2、令和4年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第26号、議案第34号ないし議案第36号、議案第41号、議案第57号、議案第59号及び議案第60号、以上8件について、理事者から説明願います。

○中野建築部長 それでは、令和4年第1回定例会提出の議案第26号、令和4年度旭川市一般会計予算のうち、建築部所管分について説明いたします。

建築部所管分の予算は、経常費が10事業で3億8千95万7千円、対前年比1千644万円の減となっております。臨時費が10事業で7億2千776万7千円、対前年比1千323万3千円の増となっております。合計で11億872万4千円、対前年比320万7千円の減であります。

続いて、主な事業の概要について、臨時事業費説明資料にて説明いたします。

14-1ページを御覧ください。まず、8款1項2目の住生活基本計画改定費であります。住生活基本計画の全国計画や、同計画の見直しを踏まえ、令和4年度に予定している旭川市住生活基本計画の見直し作業を行うための事務経費で、14万4千円を計上しております。

次に、3目の住宅雪対策費です。融雪施設の設置や無落雪屋根への改修などに係る工事費用の一部を補助し、住宅に関する総合的な雪対策を推進するもので、補助金の額を令和3年度より1千万円増額し、5千190万9千円を計上しております。

次に、高齢化対応住宅普及促進費です。高齢者が住む住宅のバリアフリー化を促進するため、改修費用の一部を補助するほか、実務者向け研修会を行うもので、564万2千円を計上しております。

次に、住宅改修促進費です。既存住宅の省エネルギー化や長寿命化などに関する住宅改修の工事費用の一部を補助するもので、令和4年度は2世帯同居やそのためのリフォームを普及拡大するため、従前の運用を見直して実施するものであります。省エネ改修工事に併せて2世帯住宅とする場

合は、補助金の上限額を10万円から20万円に引き上げようとするもので、これに伴い、補助金の額を令和3年度より600万円増額し、4千658万4千円を計上しております。

次に、建築物安全推進事業補助金であります。民間建築物のアスベスト対策を推進するため、アスベストの含有調査及び除去等の工事費用の一部を補助するもので、195万円を計上しております。

次に、14-2ページを御覧ください。建築物耐震改修促進費であります。耐震基準を満たしていない住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を補助するもので、98万1千円を計上しております。

次に、空家等総合対策費であります。適切に管理されていない空家等に起因する問題の解決及び予防のため、除却費用の一部補助や、緊急安全措置のほか、所有者がいない場合の財産管理人の選任申立てを行うものであります。令和4年度は、行政代執行による特定空家の除却1件を含め、603万5千円を計上しております。

続いて、6項2目の市営住宅整備費であります。これは主に第2豊岡団地の整備に関するもので、来年度は2号棟B工区の新築工事や1号棟の外構整備工事などを行うため、3億9千203万4千円を計上しており、令和3年度の当初予算と比較して約2億4千万円の増となっております。

次に、3目の市営住宅整備関連費です。第2豊岡団地の建て替えや、中央団地の改修などに伴い、既存入居者に移転費用を支払うもので、764万1千円を計上しております。

次に、市営住宅改修費であります。中央団地の内部改修などを実施するもので、2億1千484万7千円を計上し、今年度当初予算と比較して約4千万円の増となっております。

令和4年度予算のうち、建築部所管の主な事業については以上であります。

続いて、議案第57号、旭川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。本件は、現行条例に規定されている市が建設する市営住宅に加え、令和4年度から新たに民間賃貸住宅を借り上げ、市営住宅として活用するため、所用の規定の整備を行うほか、現在建て替え事業を行っている第2豊岡団地の駐車場の整備に伴い、駐車場使用料の規定を改めようとするものであります。今回の改正のうち、借り上げ市営住宅に関する改正は、令和4年4月1日から、駐車場の使用料に関する改正は、駐車場が供用開始となる令和4年11月1日からの施行としております。

令和4年第1回定例会提出議案のうち、建築部に関わるものについては以上であります。

○太田土木部長 令和4年第1回定例会に提出させていただきます議案のうち、土木部所管に関わります、議案第26号、令和4年度旭川市一般会計予算、議案第59号、市道路線の廃止、議案第60号、市道路線の認定について御説明いたします。

初めに、議案第26号、令和4年度旭川市一般会計予算、一般会計予算書5ページの8款土木費及び6ページの11款災害復旧費につきまして、御説明申し上げます。

土木部所管分といたしましては、8款土木費の一部と11款災害復旧費の一部を合わせまして、経常費11事業で63億5千898万8千円、臨時費25事業で63億2千979万7千円、計126億8千878万5千円を計上させていただいております。令和3年度当初予算と比較いたしますと、事業費ベースでは、11億4千362万7千円の減、対前年度比で申し上げますと91.7%となっております。減額の主な要因といたしましては、北海道からの用地取得業務を受託する都市計画道路整備受託費が、事業費ベースで17億7千550万4千円の減となったものであり

ます。

続きまして、主な臨時事業につきまして、令和4年度予算臨時事業費説明資料に基づき御説明いたします。

資料の15-1ページを御覧ください。8款2項1目道路橋りょう総務費1億6千891万3千円につきましては、買物公園の自転車対策経費のほか、道路法に基づく台帳整備、登記簿と現地との整合性を図る地籍調査、さらには町内会などにおける街路灯の設置費や電気料金の一部を補助するなど、主に道路の管理や調査に要するものでございます。

続きまして、8款2項2目道路橋りょう維持費5千213万5千円につきましては、災害時の道路維持に関わる緊急対応など、主に土木施設の維持補修等に要するものでございます。

15-2ページ、8款2項3目道路橋りょう新設改良費48億3千812万3千円につきましては、都市基盤の整備を促進するため、幹線道路を初め、日常生活に関わる生活道路や側溝の整備などの道路の新設改良関連事業などに要するものでございます。主な事業といたしましては、道路側溝整備費28億円で、生活道路の整備に関する事業でございます。令和4年度では延長約16キロメートルの整備を計画しているところでございます。

続きまして、8款3項1目河川整備費1億3千150万円につきましては、十九号川など、市が管理する普通河川の整備等を計画しているところでございます。

15-3ページ、8款5項2目街路事業費8千170万円につきましては、神居旭山通の整備促進を行うものでございます。

続きまして、8款5項3目緑地公園費10億712万6千円につきましては、東光スポーツ公園や花咲スポーツ公園などの都市公園の整備、改修や、都市緑化の推進などに要する経費を計上したものでございます。

最後に15-4ページ、11款2項1目公共施設災害復旧費5千30万円につきましては、大雨などに伴う災害等が発生し、土木施設が被災した場合におきまして、国に対し復旧費用を申請するための調査費などを計上したものでございます。

以上が、土木部の所管に関わります令和4年度予算の概要でございます。

続きまして、議案第59号、市道路線の廃止について及び議案第60号、市道路線の認定についての2つの議案につきましては関連がございますので、一括して提案理由を御説明いたします。市道の廃止、認定につきましては、起終点変更に伴う廃止や開発行為による帰属などにより、3路線0.8キロメートルを廃止し、7路線1.36キロメートルを認定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○菅野上下水道部長 令和4年第1回定例会提出議案のうち、水道局に関わります3件の議案について、順に御説明をいたします。

まず、令和4年度予算についてであります。初めに、議案第34号、令和4年度旭川市水道事業会計予算であります。御手元にお配りしました資料、令和4年度水道事業会計・下水道事業会計予算の概要の1ページ目を御覧ください。

業務予定量につきましては、上段に記載のとおりとなっております。

収益的収支についてでございますが、水道事業収益は65億5千844万5千円で、前年度より3億9千252万7千円の増となり、これは主に、水道料金の改定により、給水収益で増となった

ことによるものです。水道事業費用は56億1千281万円で、前年度より1千798万8千円の増となっております。

次に、資本的収支についてでございますが、資本的収入は31億759万4千円で、前年度より7億1千136万4千円の増となっております。資本的支出は68億5千578万6千円で、前年度より6億5千632万1千円の増となっております。これは、建設改良費で老朽化した配水管の更新を増やしたほか、忠別川浄水場の施設整備費、企業債償還金の増によるものです。

以上が水道事業会計予算の概要でございます。

次に、議案第35号、令和4年度旭川市下水道事業会計予算についてであります。資料の2ページ目を御覧ください。

業務予定量につきましては、上段に記載のとおりとなっております。

収益的収支についてでございますが、下水道事業収益は91億4千338万5千円で、前年度より9千575万4千円の減となっております。これは、有収汚水量の減に伴う下水道使用料、長期前受金戻入れが減となったことなどによるものです。下水道事業費用は85億4千289万9千円で、前年度より1億4千119万7千円の減となっております。

次に、資本的収支についてでございます。資本的収入は16億2千777万円で、前年度より1億8千992万円の増となっております。資本的支出は51億813万円で、前年度より3億317万2千円の増となっております。これは、設計業務委託など、施設整備費が増となったことなどによるものです。

以上が下水道事業会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第41号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは市立旭川病院にも関わるものでありまして、公営企業管理者の給料月額の特例を令和4年度においても定めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和4年第1回定例会に提出しております議案のうち、議案第36号、令和4年度旭川市病院事業会計予算につきまして、御手元のA4横判の資料、令和4年度病院事業会計予算の概要に基づき御説明を申し上げます。

初めに、資料左上の1、患者数でございますが、入院延べ患者数11万1千325人、1日平均で305人、外来延べ患者数22万7千934人、1日平均で938人、合計で33万9千259人を予定しております。前年度当初予算との比較では、入院で5千475人の減、外来で514人の減、合計では5千989人の減となっております。

次に、左下の2、収益的収支になります。まず病院事業収益につきましては、医業収益で102億6千660万9千円、医業外収益で9億6千883万8千円、一般会計負担金で5億9千569万7千円、特別利益で2億4千37万7千円、合計120億7千152万1千円を予定しており、前年度との比較では、主に医業外収益の増により3億4千654万円、率にして3.0%の増となっております。

次に、病院事業費用につきましては、医業費用で123億2千165万9千円、医業外費用で1億5千974万4千円、特別損失で1千円、予備費で400万円、合計124億8千540万4千円を予定しており、前年度との比較では、主に医業費用の増により3億9千80万2千円、率にし

て3.2%の増となっております。

次に右上の3、資本的収支になりますが、まず資本的収入につきましては、企業債で9億5千930万円、負担金で6億5千781万8千円、合計16億1千711万8千円を予定しており、前年度との比較では、主に企業債の減により6億5千258万1千円、率にして28.8%の減となっております。

次に、資本的支出につきましては、建設改良費で10億4千79万4千円、企業債償還金で9億4千151万6千円、投資で1千200万円、予備費で100万円、合計19億9千531万円を予定しており、前年度との比較では、主に建設改良費の減により6億2千453万7千円、率にして23.8%の減となっております。また表の下になりますが、建設改良費の主な内容といたしましては、建物の自動火災報知器更新工事ほか2件で1億5千899万4千円、器械備品の放射線治療装置ほか53件で8億8千180万円を予定しております。

最後、右下の4、損益計算及び資金収支になります。まず(1)損益計算でございますが、当年度予定損益は4億1千591万円の純損失となり、累積欠損金は132億5千98万1千円となる見込みでございます。また(2)の資金収支につきましては6億8千268万9千円の資金不足となりますが、令和4年度末資金収支累計額につきましては6億9千779万2千円となり、今年度に引き続き資金不足は生じない見込みでございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの説明につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたというところにとどめておきたいと思えます。議案の説明に関わり出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3の報告事項についてを議題といたします。旭川東神楽道路開通式について、理事者から報告願います。

○太田土木部長 旭川東神楽道路の開通式につきまして、御報告いたします。本開通式の開催費用につきましては、本議会におきまして補正予算として計上させていただいたところでございますが、さきの本会議におきまして議決をいただき、正式に開催が決定したことから、詳細について御報告し、御案内申し上げます。

お配りしておりますA4縦判の資料を御覧ください。

初めに、開通式の概要についてでございます。旭川東神楽道路は、北海道が事業主体となり、平成25年度から工事を進めてきたものですが、今年3月28日月曜日午前11時から暫定2車線で交通開放されることが決まりましたので、その開通を記念し、前日である3月27日日曜日に開通式を実施いたします。開通式の実施に当たりましては、旭川市、東神楽町、北海道エアポート株式会社旭川空港事務所により、旭川東神楽道路開通記念行事実行委員会を設置し、旭川市長が委員長となり、記念式は3月27日午後1時30分から、旭川空港ビル内の国際線到着ロビーで行い、その後、新東神楽橋に移動し、午後2時30分からテープカット、通り初めを行う計画となっております。なお開通式には、地元選出の国会議員を初め、道、旭川市、東神楽町のそれぞれの議会議員の皆様や、旭川十勝道路整備促進期成会構成市町村長並びに国、道の関係者の皆様に御案内申し

上げる予定ですが、新型コロナウイルスの感染状況によりましては、屋外でのみの開催や中止についても併せて検討してまいります。

次に、東神楽道路についての説明でございます。A4横判資料の右側の図面、黒の実線と赤の実線で示している部分が、旭川東神楽道路となります。黒の実線の区間は既に4車線で完成しており、赤の点線の区間は4車線化に向け現在用地買収を行っているところでございます。今回暫定2車線で開放する区間は、赤の実線で示された、道道旭川旭岳温泉線から道道旭川空港線までの区間5.5キロとなりますが、道道の旭川北インターチェンジと旭川空港が直結されることで、空港の利便性向上、物流の円滑化、旭山動物園など観光施設へのアクセス性の向上が図られると考えております。

また、左側の図面にお示ししておりますように、この道路は地域高規格道路旭川十勝道路の一部をなしてございまして、将来的には、全道における高速道路網のミッシングリンク解消を目的とした、旭川と帯広をつなぐ広域道路ネットワークの一部を担う道路となっております。沿線の観光地へのアクセス性が大きく向上することはもとより、十勝岳の噴火などによる災害時におきましては、国道237号の重要な代替道路となり「命のみち」としての大きな役割を果たします。また、旭川空港と帯広空港、新千歳空港の相互の連絡性が高まることで、民間委託された道内7空港の連携強化が図られ、将来インバウンド需要が回復した際には、沿線自治体の地域振興や観光振興にも大きな効果が期待されます。

なお旭川市議会からは、議長、副議長と建設公営企業常任委員の皆様、本日の説明終了後、御案内状をお配りさせていただきたいと思っておりますので、何とぞ御出席いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 以上で予定していた議事は全て終了しましたが、特に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

散会 午後2時28分